



岐阜県政記者クラブ加盟社各位



| | | | |
|----------------------|--------|------|--|
| 令和6年1月23日（火） 岐阜県発表資料 | | | |
| 担当課 | 担当係 | 担当者 | 電話番号 |
| 下水道課 | 公共下水道係 | 浅原 敦 | 内線 4762 直通 058-272-8674 FAX 058-278-2780 |

汚水の集合処理事業に係る災害支援協定の締結について

県では、令和5年3月に「岐阜県汚水処理事業広域化・共同化計画（※）」を策定し、下水道など汚水処理事業の効率的かつ持続的な運営を進めています。

本計画に基づき、災害時に円滑かつ迅速な対応ができる体制を構築するため、令和6年2月1日（木）に県・市町村連名で、汚水の集合処理に関する業務を行う4団体それぞれと災害支援協定を締結することとなりましたのでお知らせします。

記

1 協定の概要

災害発生時に被災した集合処理施設（公共下水道、農業集落排水など）の円滑な復旧に向け、被災状況調査や応急復旧などの災害支援について締結するもの

2 協定締結団体及び自治体

詳細 別紙

| 協定締結団体 | 協定締結自治体 |
|---------------------|--|
| （公社）日本下水道管路管理業協会 | 県及び県内40市町村 （集合処理施設を有する市町村） ※浄化槽のみの大野町、白川町を除く |
| （公社）全国上下水道コンサルタント協会 | |
| 岐阜県環境整備事業協同組合 | |
| 地方共同法人 日本下水道事業団 | 県及び県内31市町村 （下水処理場を有する市町村） |

3 協定締結による効果

- ・円滑な災害復旧に向け、県内市町村が迅速に支援を受けられる体制の構築
- ・市町村の技術者不足を補い、市町村の負担軽減や早期の汚水処理施設の復旧

4 協定締結日

令和6年2月1日（木） ※協定締結式は行いません。

5 協定締結方法

県が市町村分をとりまとめ、各団体との間で連名により一括締結する。

（※）岐阜県汚水処理事業広域化・共同化計画について（令和5年3月策定）

- ・下水道などの汚水処理事業の効率的かつ持続的な運営を推進するため、広域化・共同化に向けた方針を示すとともに、5年以内の短期、5～10年の中期、10～30年の長期に渡り取組むべき事項を明らかにするもの。 [計画期間] 令和5年～34年

【参考：協定締結団体（全国3団体・県内1組合）の概要及び支援内容等】

| 協定締結団体 | 所在地 | 団体概要 [R5.12末時点] | 支援対象 | 対象 自治体 |
|---------------------------|-------------|--|---|------------|
| | | | ・主な支援内容 | |
| 公益社団法人 日本下水道管路管理業協会 | 東京都 千代田区 | 下水道管路管理業務等を行う業者の全国団体 (正会員625社、県内5社) | 管路施設(管渠、マンホール、マンホールポンプ等) ・応急復旧 ・被災状況調査 ・管路施設台帳のバックアップ | 県 40市町村 |
| 公益社団法人 全国上下水道コンサルタント協会 | 東京都 荒川区 | 上下水道に関する設計コンサルタントの全国団体 (会員118社、県内2社) | 処理施設、ポンプ場(汚水の送水や処理水の放流などを行う施設)、管路施設 ・支援可能な会員企業の紹介 ・被災状況調査 ・災害復旧工事の設計 | |
| 岐阜県環境整備事業協同組合 | 岐阜県 岐阜市 | 汚水処理施設の運転管理等を実施する、し尿くみ取り業者の県内組合 (組合員 県内53社) | 処理施設、管路施設 ・運転復旧 ・汚水の運搬・清掃 ・巡視点検 | |
| 地方共同法人 日本下水道事業団 | 東京都 文京区 | 地方公共団体の下水処理場の建設代行や災害支援などを行う全国団体 (7地方事務所) | 処理施設、ポンプ場 ・被災状況調査 ・緊急措置 ・災害査定資料の作成、査定対応 | 県 31市町村 |

※支援に要した費用は、支援を要請した自治体が負担